

平成 16 年 6 月 30 日

各 位

所 在 地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
会 社 名 株式会社 有線ブロードネットワークス  
代表者の役職名 代表取締役社長 宇野 康秀  
(コード番号: 4842 ヘラクレス)

問 い 合 せ 先  
責 任 者 役 職 名 常務取締役管理本部長 佐藤 英志  
電 話 番 号 0 3 ( 3 5 0 9 ) 7 1 0 5

## 公正取引委員会による停止命令の申立てについて

一部メディアにて報道されました標題の件について以下ご報告申し上げます。

本日、当社は公正取引委員会より停止命令の申立てを東京高等裁判所に対し行った旨の連絡を受けました。停止命令の内容は、本件事案につき公正取引委員会の審決があるまで、当社による有線音楽放送につき、他社の顧客に限って税込み月額聴取料を 3,675 円未満とする契約条件、および契約時の無料サービス期間が 3 ヶ月を超える契約条件での営業活動の停止を命じるものです。

当社といたしましては、あらゆる事業活動において違法性が無いものと考えており、公正取引委員会の検査に全面的に協力するとともに、当社の事業における適法性の理解を求めて参ります。

また、今回の停止命令の申立てに関して、裁判所の決定があった際には、その判断に従う所存であります。

なお今回の停止命令が確定し、当社がそれに従った営業活動を行った場合においても業績に与える影響はございません。

以上